

資料 4

## 評価基準・達成条件等に関する今後の対応

### 1. 趣旨

- 12 月 17 日（水）金融庁より「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」（以下、監督指針改正案）が公表されております。現在、パブリックコメントが実施されており、その結果の公表後、改正後の監督指針が適用される予定です。
- ついては来年度の評価基準・達成条件等に関する考え方、方針について改めて以下のとおり、お示しいたします。

### 2. 12 月 17 日公表：監督指針改正案の概要

- 業務品質評価基準に係る内容は主に以下となります。
- 評価基準・達成条件の具体案は別途お示しいたします。

保険会社向けの総合的な監督指針（案）・抜粋	対応する 2026 年度評価基準案
II-4-2-9 保険募集人の体制整備義務（法第 294 条の 3 関係）(5) 乗合代理店における比較推奨販売	I. 顧客対応 情報提供義務（比較推奨販売） を改正予定
II-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立 (4) 特定保険募集人等の教育・管理・指導	保険募集人への教育・指導に係る 評価基準全般を確認し、新たな評価 基準設定の可否を検討
II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係 ① 保険会社又は保険募集人が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保 険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係 を有する者との間で、取引等を行う場合においては、以下のような点に留意 して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。	I. 顧客対応 募集時の禁止行為・著しく不適当な 行為 を改正予定
II-4-2-9 保険募集人の体制整備義務(法第 294 条の 3 関係) (9) 保険募集人は、規則第 215 条の 3 又は同第 227 条の 16 に定める要 件を満たす場合には、それぞれ特定大規模乗合生命保険募集人又は特 定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなる。	IV. ガバナンス 箇所の新設予定
II-4-2-15-1 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合 損害保険代理店に対する保険募集の委託・管理 (1) 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理 店に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務 の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の 措置が講じられているか。	IV. ガバナンス 箇所の新設予定

保険会社向けの総合的な監督指針（案）・抜粋	対応する 2026 年度評価基準案
II-4-2-15-2 特定大規模乗合保険募集人の保険募集指針 (1)顧客に対し、保険募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を明示すること。 (2)保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うため契約の内容等の情報提供や説明をすること。 (3)特定大規模乗合保険募集人における苦情・相談の受付先を明示、適切な顧客対応の実施。	IV. ガバナンス 箇所に新設予定
II-4-2-15-3 特定大規模乗合保険募集人の保険募集に係る法令等遵守責任者等 (1) 法令等遵守責任者 (2) 統括責任者	IV. ガバナンス 箇所に新設予定
II-4-2-15-4 特定大規模乗合保険募集人が講ずべきその他の態勢整備等 (1) 所属保険会社等への通知 (2) 苦情処理関係 (3) 内部監査関係 (4) 内部通報関係 (5) 不祥事件の概要等の通知 (6) 特定大規模乗合保険募集人に係る要件の確認	IV. ガバナンス 箇所に新設予定  ※苦情管理・内部監査については現評価基準にも設定されておりますが、特定大規模乗合保険募集人に該当する場合は追加で評価基準を設ける予定

- なお、今回の監督指針改正案には評価基準「I. 顧客対応」[①意向把握・確認義務]、「②情報提供義務（重要事項説明）」に関する直接的な内容は含まれておりませんが、「比較推奨販売」にかかる募集ルールが大幅に変更されることを踏まえ、強化・厳格化する予定です。  
また、乗合代理店への行政処分内容を踏まえ、その他基準についても一部改正を行う予定です。
- これらは全て【第 2 弾：2026 年度業務品質評価基準】に反映し、2026 年度の調査を行う予定です。

### 3. 調査対応方針

- 第 23 回検討 WG 資料「資料 2 (3) 2026 年度調査スケジュール等について」において「2026 年度は代理店ごとに態勢整備の対応状況が異なると想定しており、当会調査においても代理店ごとの対応状況を踏まえた柔軟な対応を行いたいと考えております。」とお伝えしております。
- 現時点でも【第 2 弾：2026 年度業務品質評価基準】の内容、スケジュール等がお示しできていないことから、特に募集ルールが大幅に変更となる予定の「I. 顧客対応」[③情報提供義務（比較推奨販売）]に関する新評価基準・達成条件の対応が調査実施期間中に間に合わない代理店が発生することが想定されます。
- そのため、2026 年度調査においては、調査実施時点で【第 2 弾：2026 年度業務品質評価基準】の評価基準・達成条件の対応が途中段階等の場合でも、現時点での状況や今後の対応を「経営陣」に確認のうえ、今後の

対応方針が明確または改善が見込まれる場合については、「その対応が終了した時点」で改めて評価申告シート、証跡資料等（必要書類）の提出を求め、その内容を持って判定することを検討しております。

（また、2026 年度中に全ての対応が完了していなくても、そのことだけで評価結果未達とはせず、「経営陣」との対話を踏まえ、代理店の対応を総合的に判断し、判定を行うことも検討しております。）

【2026 年度の調査対応方針（※1）】

2026 年度	内容	公表時期	調査方針
【第 1 弾】 評価基準・達成条件	出向者・過度な便宜 供与等の新設・改正	2026 年 3 月上旬予定	調査開始時点でガイドラインに沿った 対応を求める。 （従来の調査対応方針と同じ）
【第 2 弾】 評価基準・達成条件	比較推奨販売・ 特定大規模代理店等 の新設・改正	未定 （2026 年度中 を想定）	調査開始後、代理店毎の対応状 況を経営層にヒアリング。 対応可能な時期を確認し、対応出 来次第、必要書類を協会に提出い ただく（※2）。

（※ 1） 調査対応方針は初回・定期・更新調査対象代理店共通となります

（※ 2） 2026 年度中に対応完了が難しい場合は今後の予定状況を経営陣にヒアリング。当会にて総合的に  
該当設問の達否を判定いたします。

以上